

みなし決議に関する令和元年度第2回定時理事会議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 令和2年度 事業計画

公益財団法人東京都道路整備保全公社定款第7条に基づき、令和2年度事業計画について決議する。

第1号議案 令和2年度 事業計画 のポイント

- 東京都政策連携団体として、都の道路インフラ施策を推進するため、特定整備路線の用地取得や無電柱化などの事業にスピード感を持って取り組む。
- 東京都駐車場において、電気自動車充電設備の設置運営等、都施策と連携した取組を推進する。
- 安定した経営基盤の確立に向け、収益事業における適正な事業収入の確保を図る。
- 新たな都政課題や「東京都政策連携団体活用戦略」等を踏まえて改訂した「経営改革プラン」を推進する。

第2号議案 令和2年度 収入支出予算

公益財団法人東京都道路整備保全公社定款第7条に基づき、令和2年度収入支出予算について決議する。

第2号議案 令和2年度 収入支出予算 のポイント

- 第1号議案「令和2年度 事業計画」に基づく公社における「収支予算書」
 - ・事業全体の経常収益 154億5千3百万円（前年度比▲8%）
 - ・事業全体の経常費用 156億5千3百万円（前年度比▲7%）
 - ・当期一般正味財産増減額 ▲2億2千6百万円（前年度比▲1億6百万円）

一般正味財産増減額のマイナスは、駐車場整備基金の果実を活用した事業において、毎年積立金を取り崩し、費用のみ計上するためであり、令和2年度の費用は約1億6千万円を計上している。

令和2年度の特異要因として、「道で咲かせよう東北の花」プロジェクトの福島県で行うオリパライメント等の費用、約4千万円を計上。ただし、オリパライメント開催延期のため、予算の支出は行わない予定。

その他、3年に一度の路上駐車実態調査 約3千万円を計上のため、赤字が大きくなっている。

第3号議案 令和2年度 資金調達及び設備投資の見込み

公益財団法人東京都道路整備保全公社定款第7条に基づき、令和2年度資金調達及び設備投資の見込みについて決議する。

第3号議案 令和2年度 資金調達及び設備投資の見込み のポイント

○資金調達（借入金）の見込みについては、自己資金による調達のため、借入の予定はなし。

○設備投資の見込みについては、収益事業において、駐車場新設工事や既設駐車場改修などにより1億3千5百万円を予定。

第4号議案 公益財団法人東京都道路整備保全公社処務規則の一部を改正する規則について

令和2年4月1日付組織改正を行うため及び規定内容についての見直しに伴い、処務規則の一部を改正する。

公社においては、道路部管理課に属するアセットマネジメント推進係を中心に区市町村等における技術者の育成や技術継承等の支援事業を行っていきに当たり、これまでは都の橋梁長寿命化工事や区市町村の道路整備工事を担う道路部建設課と情報共有を図りつつ、支援事業を進めてきた。

今後も安定的な支援事業を継続していくため、アセットマネジメント推進係を監督する橋梁担当課長を道路部管理課から道路部建設課所属に変更することで、両者間の連携をより深化させ、これまで以上に公社の技術力を発揮してくため、組織改正を行う。

その他、規程内容の見直しに伴う一部規定文言の加筆を行う。

については、別紙案のとおり公益財団法人東京都道路整備保全公社処務規則の一部を改正する規則を制定し、現行の規則を改正する。

公益財団法人東京都道路整備保全公社処務規則の一部を改正する規則

公益財団法人東京都道路整備保全公社処務規則（昭和35年7月30日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中、「定款」の次に「第」を加える。

第4条中、道路部橋梁担当課長を削る。

同条中、道路部建設課の項の次に次のように加える。

橋梁担当課長

(1) 区市町村等の委託による橋梁の管理

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

第5号議案 公益財団法人東京都道路整備保全公社就業規則の一部を改正する規則について

近年、働き方改革が進展していく中、全ての労働者に対し年5日以上の子次有給休暇を取得させることが義務となる法改正がなされたことを踏まえ、休暇制度の規定の見直しを行うほか、休暇等の申請に関する規定の修正を行う。

については、別紙案のとおり公益財団法人東京都道路整備保全公社就業規則の一部を改正する規則を制定し、現行の規則を改正する。

公益財団法人東京都道路整備保全公社就業規則の一部を改正する規則

公益財団法人東京都道路整備保全公社就業規則（昭和40年5月17日制定）の一部を次のように改正する。

第21条第7項の次に次の1項を加える。

8 理事長は、第1項又は第3項により10日以上の子次有給休暇を付与された職員に対して、付与日から1年以内に、職員の有する子次有給休暇のうち5日について、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して1日又は半日を単位として取得させる。ただし、職員が第4項の規定により子次有給休暇を取得した場合（1時間を単位として取得した場合を除く）においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

第26条の6中、「第21条から第26条の4まで及び第26条の5の3に規定する休暇の申請は」を「第21条から第26条の5まで、第26条の5の3及び第26条の5の4に規定する休暇の申請は」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

第6号議案 令和元年度第1回臨時評議員会の開催について

公益財団法人東京都道路整備保全公社理事である 藤井 寛行 氏から令和2年3月31日付で理事を辞任したい旨、届出があった。また、同じく東京都道路整備保全公社理事である 花井 徹夫 氏から令和2年4月1日付東京都幹部職員人事異動に伴い理事を辞任したい旨、届出があった。

役員を選任又は解任については、定款第15条第1号の規定に基づき、評議員会で決定する必要がある。そのため「役員の退任」を決議事項として、一般社団法人並びに一般財団法人に関する法律第194条第1項及び定款第20条の規程に基づき、決議省略の方法により臨時評議員会を開催する。

2 1の事項を提案した理事

代表理事（理事長） 藤井 寛行

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和2年3月26日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

代表理事（理事長） 藤井 寛行

令和2年3月26日、代表理事（理事長）藤井寛行が理事及び監事の全員に対して上記理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、令和2年3月26日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、また監事から書面により異議がない旨の意思表示の確認を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に冠する法律第197条において準用する第96条及び公益財団法人東京都道路整備保全公社定款第36条第2項に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を証するために、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

令和2年3月26日

公益財団法人東京都道路整備保全公社

議事録作成者 代表理事（理事長）

藤井 寛行

印